教育委員会・首長の役割分担と総合教育会議について

令和７年８月１９日
教師を取り巻く環境整備特別部会
（第２回）
参考資料３

首長

- 大学に関すること
- 私学に関すること
- 予算の編成・執行
- 条例案の提出

教育に関する大きな権限

密接な関連

教育委員会

教育長　委員

- 公立学校の設置・管理・廃止
- 教職員の人事
- 教育課程、生徒指導
- 教科書、その他の教材の取り扱い
- 施設設備、整備
- 社会教育
- スポーツ、文化、文化財

全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

（H27年4月1日より施行）

- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議、調整事項は以下のとおり
  - ① 教育行政の大綱の策定
  - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
  - ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に

✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に